

中小企業退職金共済掛金補助金 廃止のお知らせ

宇部市中小企業退職金共済掛金補助金は、
令和9年度をもって、**廃止**となります。

中小企業退職金共済掛金補助金とは・・・

補助対象者：市内に事業所があり、市内において引き続き1年以上事業を営むもの
中小企業退職共済制度を契約しているもの

補助対象額：対象被共済者1人につき中小企業者が納付した補助対象期間の月数

補助金額：1人につき月額500円、1年間補助。（6,000円／人が限度。1人1回限り。）

令和8年度

補助対象者：令和6年11月～令和8年9月
までに新規契約された方
補助対象期間：令和7年10月～令和8年9月

令和9年度

補助対象者：令和7年11月～令和8年9月
までに新規契約された方
補助対象期間：令和8年10月～令和9年9月

令和8年9月末までの契約が対象になります。

令和7年度			令和8年度									令和9年度																	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度補助対象期間									令和9年度補助対象期間						対象外														

※この図は、宇部市中小企業退職金共済掛金補助金の補助対象期間の一例を示したものです。
掛金の支払開始時期によって補助対象期間が前後する可能性があります。

市補助金制度のほか、国が実施する掛金助成制度があります。

問合せ先

(市の補助金制度について) (中小企業退職金共済制度・国の助成制度について)
宇部市産業政策課 (独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎ 0836-34-8355 ☎ 03-6907-1234